

随時募集

分譲地販売について

奥多摩町では過疎化による少子高齢化が進行し、地域活力が低下する事から、若者の定住対策を重点施策として取り組んでおり、各種事業を推進しております。その重点事業の一環である「分譲事業」を、氷川地区において実施しましたので販売いたします。

1. 申し込み資格

- ① 年齢 45 歳以下の夫婦若しくは子ども (18 歳以下) がいる世帯、又は 35 歳以下の者。
- ② 自らが居住する住宅を建築するために宅地を必要とすること。
- ③ 分譲地所在場所に住民登録上の住所を設定でき、且つ、その設定をすること。
- ④ 分譲地取得後 3 年以内に居住用の建物を建築すること。
- ⑤ 同居親族 (婚約者を含む) があること。
- ⑥ 売買代金を所有権移転登記までに全額支払う能力を有すること。
- ⑦ 入居を開始したときは、所在地の自治会に加入し自治会の活動をはじめ、地域活動へ積極的に参加できる方。
- ⑧ 奥多摩町消防団への参加 (入団・協力) できる方。
※既に参加 (入団・協力) している方は除く。
- ⑨ 定住化施策事業を重点事業としているため、町から依頼する取材や PR など協力できる方。

2. 分譲地の紹介 氷川登計地内分譲地 (12,320 円/㎡単価)

住所	面積	価格
奥多摩町氷川 8 3 6 番 2	130.50㎡ (約 39.55 坪)	1,607,000 円

3. 販売に伴う条件について

- ① 宅地の引き渡しの日から 3 年以内に専用住宅を建築し、自ら居住すること。
- ② 住宅を建築する場合は、建築基準法などの関係法令を順守すること。
- ③ 住宅建築計画書などの関係書類を提出し、確認を受けた後に建築すること。
- ④ 宅地引き渡しの日から 10 年間は転売、転賃などによる権利の移転をしないこと。
- ⑤ 地上権、抵当権などの権利を設定しないこと。(特に必要がある場合は、書面により町と協議すること)
- ⑥ 分譲地の周辺環境を阻害し、公害が発生する行為をしないこと。
- ⑦ その他別に定める建築条件を順守すること。
- ⑧ 敷地管理をしっかりとできる方。

4. 分譲の方法

- ① 申し込みについては、1 世帯につき 1 物件とします。

5. 申込方法

- ① 随時受付中 **※先着順**
- ② 申込受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (ただし、土曜日と日曜日・祝日は除く。)
- ③ 申込受付場所

・ 〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215-6

奥多摩町役場 1階 子育て定住推進課 若者定住推進係

④申込用紙については下記指定場所にて配布しております。

・ 奥多摩町役場 1階 子育て定住推進課

・ 奥多摩町 子ども家庭支援センター・古里出張所

6. 申込に必要な書類

①宅地分譲申込書（町所定のもの）

②居住確約書（町所定のもの）

③主な収入に係る住民課税証明書または源泉徴収票と滞納がないことを証明する納税証明書（最新のもの）※申込者及び収入のある同居親族全員分を提出してください。

④戸籍謄本

⑤世帯全員分の住民票の写し（世帯主氏名表示、世帯主との続柄の表示、本籍の表示が記載されたもの）※請求しないと記載されませんのでご注意ください。

⑥自治会加入同意書・消防団への情報提供同意書（町所定のもの）

※その他提出された書類だけでは不十分な場合、このほかにも書類を提出していただくこともありますので、あらかじめご承知おきください。

7. 奥多摩町移住・定住応援補助金等

次代を担う若者等の定住を応援するため、定住を目的として住宅の新築、増築、改築または購入をした方に対して補助金の交付や、金融機関からの資金借り入れに対する利子補給を行う。

●対象者

【移住・定住応援補助金】

- ① 年齢 45 歳以下の夫婦若しくは子ども（高校生以下（18 歳以下））がいる世帯、又は 35 歳以下の者。
- ② 住宅の新築、増築、改築または購入をされた方。
- ③ 事業費の 2 分の 1 で最大 200 万円まで。（事業費 10 万円以上）
- ④ 事業を実施後、1 年以内のもの。補助等を受けることができる回数は上限額に達するまで複数回可能。
- ⑤ 町内業者の利用で 10 万円の奥多摩町商業協同組合商品券を上乗せ。
- ⑥ 地場産材の活用で 10 万円の奥多摩町商業協同組合商品券を上乗せ。

【利子補給】

- ① 年齢 45 歳以下の夫婦若しくは子ども（高校生以下（18 歳以下））がいる世帯、又は 35 歳以下の者。
- ② 住宅の新築、増築、改築または購入をされた方で金融機関からの融資の金額が 400 万円以上であること。
- ③ 住宅の新築、増築、改築または購入をされた方で金融機関からの融資の償還期間が 10 年以上であること。
- ④ 利子補給率 ※借入利率の 2 分の 1
- ⑤ 利子補給限度額 ※30 万円 （年額）
- ⑥ 利子補給期間 ※36 月

8. お問い合わせ先

分譲地販売に関する問い合わせおよび申込書の提出先

子育て定住推進課・若者定住推進係 0428-83-2310（直通）

義務教育（小・中学校）に関する問い合わせ

教育課学務係 0428-83-2246（直通）

場所は奥多摩町役場（最寄駅：JR青梅線 奥多摩駅）

0428-83-2111（代表）

奥多摩町氷川215番地6

保育園・子育て（子どもと家庭の総合相談・子育て支援助成金・児童手当等）に関する問い合わせ

子育て定住推進課・子育て推進係 0428-85-2611（直通）

場所は子ども家庭支援センター・古里出張所（最寄駅：JR青梅線 古里駅）

奥多摩町小丹波108番地

母子保健に関する問い合わせ

福祉保健課・健康係 0428-83-2777（直通）

場所は保健福祉センター（最寄駅：JR青梅線 奥多摩駅）

奥多摩町氷川1111番地